4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　要
②　契約保証　要
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）
⑸　入札前価格交渉の有無　無
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Metropolitan area center communication Expressway Ami
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 15 February 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 3 June 2021
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

# 入札公示

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和３年１月29日
国立大学法人東京工業大学
契約担当役　事務局長　藤野　公之
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　東京工業大学（大岡山）附属科学技術高等学校校舎新営その他基本設計業務
⑶　業務内容　本業務は、附属科学技術高等学校校舎（鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地上５階建、延べ面積約15,000㎡）の基本設計業務（設備含む、関連する解体及び外構等含む）である。構造・階数については現時点の想定であり、本業務における検討によって、変更が生じる場合がある。
⑷　履行期限　令和４年３月31日
⑸　その他
①　本業務は、参加表明書及び技術提案書（関連資料を含む。以下「資料」という。）の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て、電子入札システムによらない手続き（郵送等）に代えることができる。
②　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている２者以上の者により構成される共同体であること。
①　国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則第10条及び第11条の規定に該当しない者であること。
②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、平成31・32年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。
③　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省又は国立大学法人東京工業大学から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
④　経営状況が健全であること。下記の事項に該当する者は、提出要請者として選定しない。
・手形交換所による取引停止処分
・主要取引先からの取引停止
・経営状態が著しく不健全
⑤　不正又は不誠実な行為がないこと。（詳細は説明書参照）
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。（詳細は説明書参照）
⑦　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。
⑧　下記に示す資格を有する管理技術者及び各主任技術者を当該業務に配置できること。同じ技術者が複数の役割を担当することはできない。なお、配置する管理技術者及び主任技術者は、参加表明書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）
・管理技術者　必要な資格：一級建築士
・主任技術者（建築（意匠）担当）　必要な資格：一級建築士
・主任技術者（建築（構造）担当）　必要な資格：構造設計一級建築士
・主任技術者（機械担当）　必要な資格：設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれか
・主任技術者（電気担当）　必要な資格：設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれか
⑨　下記ＵＲＬに示す誓約書を提出している者であること。また、上記誓約書を提出していない者は、資料の提出期限までに提出できる者であること。
（ＵＲＬ　http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/02keiyaku/02contract/02nyuusatu/nyuusatukanren.html）
⑵　技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
①　技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
②　担当予定技術者の能力
同種又は類似業務の実績
⑶　技術提案書を特定するための評価基準
①　技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
②　担当予定技術者の能力
同種又は類似業務の実績